

## ***PwC Tax Insight (No.15/2018)***

### BOI 関税免税恩典利用手続きに 関する改定

**Issue 28 September 2018**



.....  
BOI 関税免税恩典の利用に関する手続きが一部改定されました。  
.....

BOIより、輸出用輸入原材料に対する免税恩典の利用と電子システム(RMTS 2011)による在庫引き落とし(カットストック)の手続きを改定する告示が公布されました。

重要な改定内容は以下のとおりです。

#### 発効済み:

- 恩典利用の権利が移転される(間接輸出)場合、輸出者には、在庫引き落とし時に権利移転元(国内仕入先)の納税者番号、型番および製品名の特定が求められます。
- 在庫引き落としの際には、RMTS2011データベースにおいて、国内仕入先からの購入数量を使用します。
- 商社によって完成品が輸出される場合は、輸出申告において、権利移転元である製造者の納税者番号や製品名、輸出品名等の追加情報の記載が求められます。

#### 2018年10月1日発効:

- 旧RMTSシステムは新システムに置き換えられます。
- 2018年10月1日以降に輸出された完成品に紐づく原材料の在庫引き落としには、RMTS 2011システムを使用することが求められます。

2019年3月1日発効:

- 最大在庫量(マックスストック)の計算期間が6ヶ月から4ヶ月に短縮されます。
- BOIの関税免税恩典の延長や追加の申請を行う際には、BOIから許可を入手する前に完成品の輸出日から1年以上経過している原材料の在庫引き落とし手続きを完了していることが求められます。
- 関税免税恩典の延長申請または追加申請時点での完成品の輸出日から1年以上経過している原材料在庫がある場合において申請から6ヶ月以内に在庫引き落としを完了しない場合、申請が却下される場合があります。

輸入原材料の免税恩典を利用しているBOI企業については、上記の改定により業務に影響が生じないよう適切な対応を取ることが望まれます。

例えば、10月1日以降は旧RMTSシステムが使用できなくなるため、すでに輸出されている完成品について迅速な原材料の在庫引き落としが求められます。また、最大在庫量が6ヶ月から4ヶ月に短縮されるため、BOIの関税免税恩典に基づき輸入する原材料の数量の見直しも必要となります。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

Paul Sumner  
Nu To Van  
Santi Krongsithidej  
Wiphafee Rungwanitcha

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) [atsushi.uozumi@th.pwc.com](mailto:atsushi.uozumi@th.pwc.com)

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) [jun.takebe@th.pwc.com](mailto:jun.takebe@th.pwc.com)

桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) [aiko.kuwaki@th.pwc.com](mailto:aiko.kuwaki@th.pwc.com)

熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) [kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com](mailto:kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com)

名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) [tatsuki.nakaishi@th.pwc.com](mailto:tatsuki.nakaishi@th.pwc.com)

松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) [matsushita.shuntaro@th.pwc.com](mailto:matsushita.shuntaro@th.pwc.com)

玉木寿典 (0 2844 1470/Mobile:06 55109668) [tamaki.toshinori@th.pwc.com](mailto:tamaki.toshinori@th.pwc.com)

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号: (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2018 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com/th](http://www.pwc.com/th).